

東京～山梨・長野 交通強靱化プロジェクトについて

設立趣旨と取組内容

- ・令和元年東日本台風による大動脈(中央自動車道、国道20号、JR中央本線)の同時被災を受け、その脆弱性の解消に向け関係都県市・管理者が一同に集い、東京～山梨・長野の交通の現状や課題を共有。
- ・脆弱箇所の強靱化、復旧作業の効率化、災害発生時の交通マネジメントについて関係者による協力体制のもと、事業を推進中。

(1) 交通強靱化プロジェクトの概要

○令和元年東日本台風の概要

- ・令和元年東日本台風は、関東甲信越地方、東北地方、静岡県等の広い範囲に大雨、暴風、高波等をもたらした。
- ・上野原や相模湖といった都県境地域でも500mmを超える総降水量を記録し、多くの観測地点で観測史上1位の値を記録。

○東京～山梨・長野の大動脈が寸断

- ・過去最大規模の豪雨により、中央自動車道、国道20号、JR中央本線の3路線が同時に被災し、約1週間にわたり大動脈が寸断。
- ・沿線都県市の経済活動や生活、観光面などに長期間にわたり多大な影響が生じた。



【国道20号】被害状況(倒木) 【中央道】被災状況(土砂崩落) 【JR中央本線】被災状況(土留壁崩壊)

施設管理者と自治体が連携し議論することが必要

○東京～山梨・長野 交通強靱化プロジェクトの開催

所属	役職	事務局
国土交通省関東地方整備局道路部	部長	
国土交通省関東運輸局交通政策部	部長	
国土交通省関東運輸局鉄道部	部長	
中日本高速道路(株)八王子支社 高速道路事業部	部長	
東日本旅客鉄道(株)八王子支社 総務部経営企画室	経営企画部長	
東京都都市整備局都市基盤部	部長	
神奈川県県土整備局	技監兼道路部長	
長野県企画振興部	部長	
長野県建設部	部長	
相模原市都市建設局	局長	
山梨県リニア交通局	局長	◎
山梨県県土整備部	部長	◎

○取り組みの方向性と基本方針

A. 脆弱箇所の強靱化

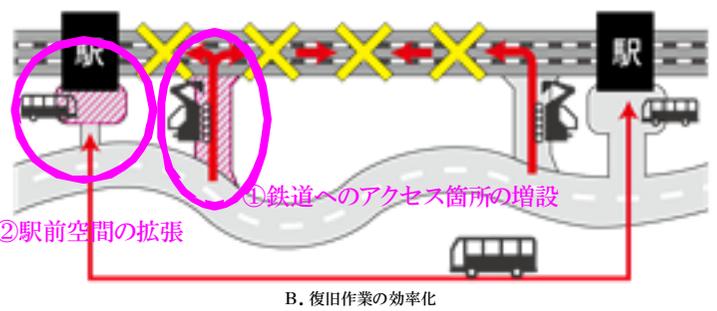
- 方針①** 現道の脆弱箇所への局所的な対策
- 方針②** リダンダンシー確保に向けた抜本的対策
- 方針③** 寸断影響を最小化する広域迂回路の整備

B. 復旧作業の効率化

- 方針④** 関係者間での被災状況、交通情報を早期に共有する工夫
- 方針⑤** 復旧工事協議に関する協力体制の構築(管理者⇄沿線自治体・地元建設業界)
- 方針⑥** 管理者間(道路⇄鉄道)の連携強化に資する整備や工夫

C. 災害発生時の交通マネジメントの強化

- 方針⑦** 交通マネジメント会議を速やかに開催する体制整備
- 方針⑧** 利用者へ情報の収集・共有・提供方法の具体化
- 方針⑨** 代替交通手段の早期確保に向けた役割の明確化



C. 災害発生時の交通マネジメントの強化

(1) 取組状況と今後の方向性

令和元年度末の中間とりまとめ以降、各管理者毎に交通強靱化に向けたハード整備を推進

■ 令和2年度までの取り組み状況：ハード整備（脆弱箇所の強靱化）

現道局所対策

国道20号(法雲寺橋災害復旧事業等)	57 箇所
JR中央本線	3 箇所
中央自動車道(小仏トンネル付近渋滞対策事業等)	4 箇所
国道413号	15 箇所

※完了・設計中の箇所を含む

広域迂回

中部横断自動車道	下部温泉早川IC～南部IC
R138須走道路・御殿場BP (西区間)	須走道路・御殿場バイパス
新東名高速道路	伊勢原大山IC～御殿場JCT

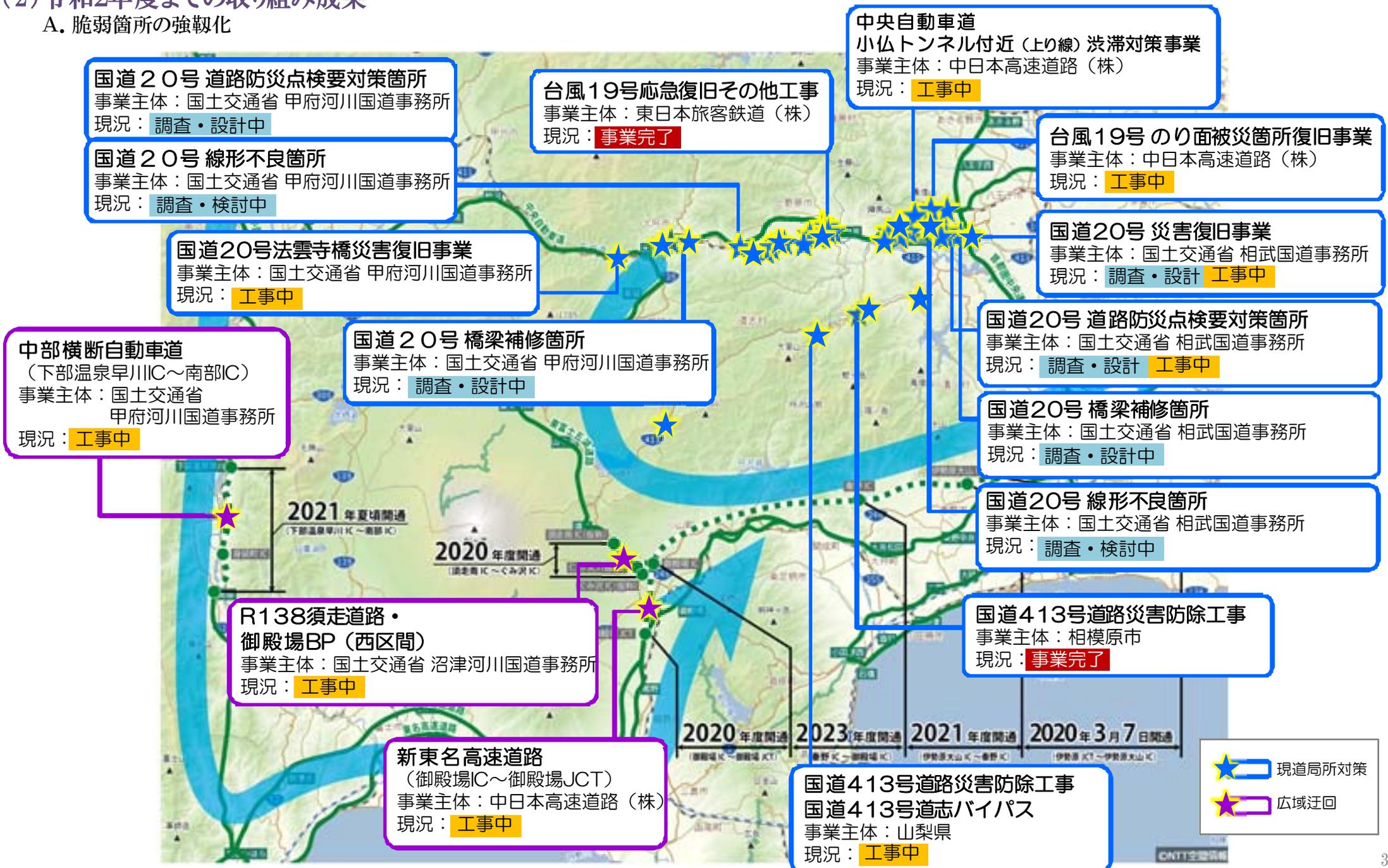
【現道局所対策の復旧状況】



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」なども活用し、引き続き東京～山梨・長野間の交通強靱化を進めていく。

(2) 令和2年度までの取り組み成果

A. 脆弱箇所の強靱化



(2) 令和2年度までの取り組み成果

B. 復旧作業の効率化

□ 国道413号の強靱化に関する協定(相模原市, 山梨県)

締結日: 令和2年7月7日

設置目的

この協定は、一般国道413号が両県市にとって住民生活や物流・経済活動等を支える重要な道路であることに鑑み、災害発生時にもその機能を迅速に回復する、強くしなやかな道路となるよう、山梨県及び相模原市が相互に連携することを目的とする。

連携の内容

- (1) 災害、通行規制、道路状況等の情報共有に関すること。
- (2) 災害時の道路啓開や早期復旧に関すること。
- (3) 道路防災・減災対策事業の推進に関すること。
- (4) 関係機関への要望活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的に沿うこと。



締結の様子(左から、山梨県知事 長崎幸太郎、相模原市長 本村賢太郎)

災害時の応援要請

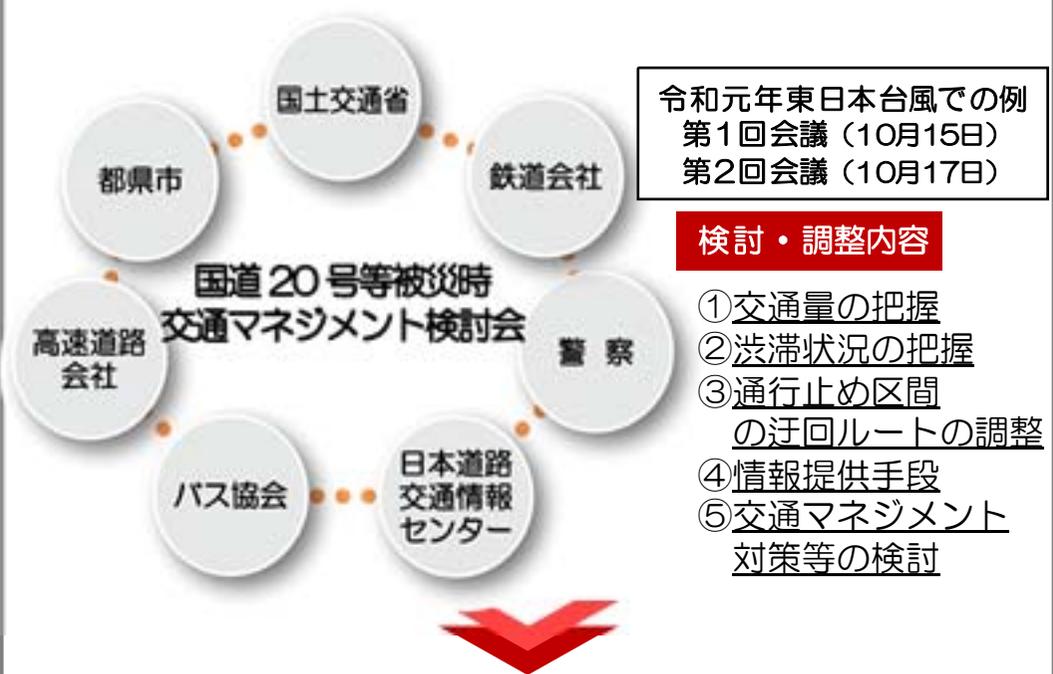
道路啓開や早期復旧について相手方に応援を要請する場合、文書により行うことを原則とするが、これが困難な場合は口頭により要請を行い、後日速やかに文書による要請を行うものとする。

協定締結の対象範囲



出典: 国道413号の強靱化に関する協定/ 相模原市HPより抜粋

C. 災害発生時の交通マネジメントの強化



令和元年東日本台風での例
第1回会議 (10月15日)
第2回会議 (10月17日)

検討・調整内容

- ① 交通量の把握
- ② 渋滞状況の把握
- ③ 通行止め区間の迂回ルートの調整
- ④ 情報提供手段
- ⑤ 交通マネジメント対策等の検討

交通マネジメントの機能をより有効に活用するため、「地域防災計画」への位置付け

【改定日】
山梨県 R2.11改定
相模原市 R2.8改定

※ 交通マネジメント
(1) 県は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通阻害の影響を最小限に留めるため、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省関東地方整備局に対し、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」の開催を要請する。
(2) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
(3) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・調整等を行うものとする。
※ 交通システムマネジメント: 道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行規制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組
※ 交通需要マネジメント: 自動車等の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

出典: 山梨県地域防災計画(R2.11改定)